委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市歴史博物館
委託業務名	大津市歴史博物館データベースシステム機器保守点検委託業務
委託業務場所	大津市御陵町
概 要	大津市歴史博物館データベースシステムに係る問合せ時の調査・応答業務、及び障害発生時の原因究明・復旧などの業務についての対応や、サーバその他周辺機器の稼働管理等の運用・保守。
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	693,000円
契約の相手方	〔所在地〕京都市中京区壬生花井町3番地 〔名 称〕日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社
契約相手方の 選 定 理 由	当館が運用する大津市歴史博物館データベースシステムは、令和2年度のリース契約(11月1日から5か年)により、日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社の構成・設置したものである。本データベースは既存の流用ではなく、同社が構築した独自のものであり、システムに熟知した同社しか当該業務ができないため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。